

秋選管告示第六十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の選挙又は投票の場合） 第八十一条 地方 自治法（昭和二十二年法律第六十七号）によつて、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定がある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この規定の例による。</p>	<p>（その他の選挙又は投票の場合） 第八十一条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）によつて、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定がある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この規定の例による。</p>

附 則
この規程は、令和二年十二月一日から施行する。